

令和5年度 高等学校等奨学生募集要項(在学募集)

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 楽 旨

この奨学制度は、学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な生徒に対して奨学金の貸与を行い、もって本県教育の発展を図るものである。

2 奨学金の種類、募集人員、貸与月額

奨学金の種類	募集人員	区分	通学区分	貸与月額
高等学校奨学金	1, 210人程度 (内訳) ア 学力基準あり 1, 080人程度 イ 学力基準なし 130人程度	国公立	自 宅	18, 000円
			自 宅 外	23, 000円
	私 立	自 宅	30, 000円	
		自 宅 外	35, 000円	
高等学校再編整備特別奨学金	※1年生のみ募集 10人程度	公 立	自 宅 外	23, 000円

(注1) 通学区分の「自宅」とは、父母等（父母又は父母に代わって家計を支える者）と同居して通学している場合で、「自宅外」とは、父母等と別居し寮などから通学している場合である。

(注2) 高等専門学校は、原則、対象外とするため、奨学金を希望する場合は、日本学生支援機構の奨学金を申請すること。ただし、日本学生支援機構の採用基準を満たさないと思われる場合は、申請前に学校を通じて当財団に相談すること。

「学力基準あり」、「学力基準なし」、「再編整備」でそれぞれ募集人員を定めているため、申請者が多い場合は、応募の資格や応募基準等を満たしていても採用されないことがある。

3 貸与期間

- (1) 貸与期間は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）の卒業までの正規の修学期間とする。
- (2) 奨学生に休学・退学等の異動が生じた場合は、異動事由の発生した日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から貸与を休止又は取り消す。
- (3) 奨学生となった後に父母等が県外へ転居した場合（単身赴任を除く。）は、貸与を取り消す。

4 応募基準等

○ 高等学校奨学金・学力基準あり

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、高等学校等に在学する者

(2) 応募基準

次のア又はイに該当するもの

- ア 世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者
(認定所得金額の算定方法・収入基準額は別紙1を参照)
イ 児童福祉法に規定する児童養護施設に入所している者

(3) 推薦基準

上記「応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者

ア 学力

前学年（高等学校1年生相当学年の者にあっては、中学校3年生相当学年とする。以下同じ。）の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で**3.0以上**であること。ただし、**3.0未満**であっても、別に定めるところにより、特例として推薦することができる。（「ウ 特例推薦」を参照）

イ 人物

次の(ア)～(ウ)の各号に該当する者

- (ア) 中途で学業を放棄することがないと思われる者
- (イ) 学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者
- (ウ) 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

ウ 特例推薦

下記(ア)～(キ)のいずれかに該当し、次の基準を満たす者については、前学年の評定平均値が**3.0未満**であっても、特例として推薦することができる。（※推薦書の該当項目番号に○印を記入することにより、証明書の添付は省略できる。）

- ・ 高等学校1年生相当学年の者については、申請時までの高等学校等の学業成績が**2.8以上**である者
 - ・ 高等学校2年生相当学年以上の者については、高等学校等における前学年の全履修教科・科目の学業成績の評定平均値が、5段階評価において**2.8以上3.0未満**である者
- (ア) 高等学校等の選抜入学者及び推薦入学者の選考順位が、当該入学者全員の上位2分の1以内であると学校長が認めた者（1年生のみ該当）
 - (イ) 原子爆弾によって被爆した人の子
 - (ウ) 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者
 - (エ) 中国帰国孤児の子又は孫
 - (オ) 申込前1か年以内において、火災、風水害等により著しい被害を受けた者又は著しい被害を受けた者の子
 - (カ) 生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずると認められる世帯に属する者
 - (キ) 障害のある者（障害の種類・等級については不問）

○ 高等学校奨学金・学力基準なし

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在学する者

(2) 応募基準

次のア～ウのいずれかに該当する者。ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金や高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与との併用はできない。

- ア 生活保護法による被保護者の世帯に属する者
- イ 市町村民税が非課税又は減免された世帯に属する者
- ウ 世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者〔ア又はイに準ずる者〕
(認定所得金額の算定方法・収入基準額は別紙2を参照)

(3) 推薦基準

上記「応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者

ア 学力

勉学意欲のある者

イ 人物

「高等学校奨学金・学力基準あり」に同じ

○ 高等学校再編整備特別奨学金

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、下表の右欄に掲げる区域内の中学校又は義務教育学校（以下「中学校等」という。）から左欄に掲げる高等学校に進学した者のうち、自宅から通学することが困難なために進学に伴って保護者と別居することになった1年生

再編整備による新設高等学校	出身中学校等
鹿児島県立川薩清修館高等学校 鹿児島県立薩摩中央高等学校 鹿児島県立鶴翔高等学校	薩摩川内市（里中、上甑中、海陽中、海星中及び鹿島中を除く。）、さつま町、出水市、阿久根市及び長島（獅子島中を除く。）の区域内にある中学校等
鹿児島県立霧島高等学校	伊佐市、霧島市、姶良市及び湧水町の区域内にある中学校並びに吉田北中、吉田南中、祁答院中及び輝北中
鹿児島県立曾於高等学校	曾於市、志布志市、鹿屋市、垂水市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町の区域内にある中学校等
鹿児島県立種子島高等学校 鹿児島県立種子島中央高等学校	西之表市、中種子町、南種子町及び屋久島町（金岳中を除く。）の区域内にある中学校
鹿児島県立徳之島高等学校	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町（与路中及び池地中を除く。）、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の区域内にある中学校

(2) 応募基準

世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者
(認定所得金額の算定方法・収入基準額は別紙1を参照)

(3) 推薦基準

上記「応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者

ア 学力

前学年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で**3.0以上**であること。ただし、**3.0未満**であっても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。（「高等学校奨学金・学力基準あり」「(3) 推薦基準 ウ 特例推薦」を参照）

イ 人物

「高等学校奨学金・学力基準あり」に同じ

(4) 特例推薦

「高等学校奨学金・学力基準あり」に同じ

5 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、貸与終了後は返還の義務がある。
- (2) 返還開始時期は、高等学校等を卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後（7か月目）からとする。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することとする。

- (4) 正当な理由がなく、奨学生を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになる。
- (5) 次の場合は、申請により奨学生返還の履行期限を猶予することができる。
- ア 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- イ 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
- 更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
- ウ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- エ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

奨学生の種類	区分	通学区分	貸与月額	3年間の貸与総額	返還回数	月賦返還額
高等学校奨学生	国公立	自宅	18,000円	648,000円	130回以内	5,000円以上
		自宅外	23,000〃	828,000〃	124〃	6,700〃
	私立	自宅	30,000〃	1,080,000〃	144〃	7,500〃
		自宅外	35,000〃	1,260,000〃	150〃	8,400〃
高等学校再編整備特別奨学生	公立	自宅外	23,000〃	828,000〃	124〃	6,700〃

* 全額又は一部繰上返還をすることが可能である。

6 提出書類等

(1) 申請者が、在学する高等学校等へ提出するもの

提出期限 各高等学校等が定めた日 厳守

- ア 奨学生貸与申請書（高等学校等奨学生：在学募集）（第1号様式）
- イ 奨学生振込口座届（別紙様式1）
- ウ 令和5年度高等学校等奨学生在学募集申請チェックシート【申請用】
- エ 父母等の所得額課税額証明書等（**別紙1** のV，**別紙2** のIVを参照）
- ※ 児童福祉法に規定する児童養護施設に入所している者で、父母等の所得額課税額証明書等が提出できない場合は、「児童養護施設長の意見及びその他参考事項」（別紙様式2）を提出すること。
- オ その他
- （7）生活保護受給世帯は、生活保護受給証明書（原本）
- （イ）特別控除又は特別加算を受けようとする者は、その事由を証する書類

***別紙1**のII，**別紙2**のIVの3を参照（以下の表は抜粋）

特別控除又は特別加算の事由	必要な証明書
障害のある人（1級～3級）のいる世帯	障害者手帳（写し）又は療育手帳（写し）
現在長期療養者のいる世帯	医師等の診断書（原本） 長期療養による年間支出額（別紙様式3－1） 及び領収書（写し）（申請時から過去1年分）
主たる家計支持者が別居している世帯	単身赴任等に伴う年間支出額（別紙様式4） 及び領収書（写し）※申請時から直近4か月分
震災、風水害、火災、その他の災害又は 盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書（写し） 被害額を証明する書類 ※原則1年以内

(2) 学校が作成するもの

- ア 奨学生推薦書（高等学校等奨学生：在学募集）（第2号様式）
- イ 令和5年度高等学校等奨学生在学募集申請チェックシート【奨学生担当者用】
- ウ 奨学生貸与推薦者一覧（高等学校等奨学生在学募集）※ 在学募集申請システムから印刷
- エ 奨学生申請書等の情報を入力したエクセルデータ ※ 在学募集申請システム

7 推薦の手続

学校長は、申請者から提出された貸与申請書、チェックシート及び所得額課税額証明書等を審査の上、応募基準及び推薦基準を満たす者について、必要な書類を添付して推薦すること。

8 学校から財団への提出期限

令和5年5月12日（金）必着

9 選考の方法

書類審査の上、奨学生選考委員会で選考する。

10 採用候補者の認定及び通知

令和5年7月上旬までに採用候補者を認定し、学校長へ通知する。

11 採用者決定について

採用候補者には、当財団から学校へ「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付し、学校を通して当財団への提出を確認した後、正式に採用決定し、奨学金を交付する。

なお、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、第一、第二連帯保証人が必要となることから、事前に関係者間で、奨学金返還についての共通した認識を持っておくこと。

決められた期限までに提出のない場合や不備の修正等が完了しなかった場合は、採用候補の認定を取り消す。

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任すること。
- ・ 自己破産者（免責になった者も含む。）、再生債務者及び未成年者は選任できない。（父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任すること。）
- ・ 第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任すること。

12 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244

FAX 099-286-5229

<http://www.kagoshima-ikuei.jp>